



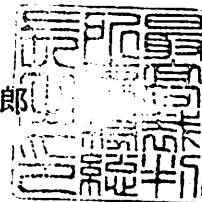
最高裁秘書第1637号

平成27年8月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎



司法行政文書の開示についての通知書

7月29日付け（同月30日受付、最高裁秘書第1598号）で申出のありました司法行政文書の開示については、下記1の内容を下記2の方法により情報提供します。

記

1 提供する司法行政情報の内容

平成27年4月15日付け裁判官会議（第12回）議事録抜粋部分（片面で2枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 裁判官会議（第12回）議事録

平成27年4月15日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 寺田長官、櫻井、千葉、岡部、大谷剛彦、大橋、山浦、小貫、鬼丸、木内、山本、山崎、池上、大谷直人、小池各裁判官

寺田長官議長席に着く。

議事

1 裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申し立てられた不服の処理及び関連する議決について。

戸倉事務総長から、別紙第1に基づき、標記の不服の処理及び関連する議決について説明があり、標記の不服については、司法行政の監督権を行使しないことを決定した。あわせて、裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がされた不服の処理一般についての議決事項については、別紙第2のとおり決定した。

午前10時44分終了

議長

寺田進司  
氏本厚司

秘書課長

裁判所法第 82 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申し立てられた不服の処理についての議決事項案

1. 裁判所法第 82 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申し立てられた不服の処理については、最高裁判所長官に委任されていることを確認する。ただし、最高裁判所長官において裁判官会議の議を経ることが適當と認めるとときは、裁判官会議において不服の処理を行う。
2. 最高裁判所長官は、上記 1 の委任に基づき不服の処理を行った場合、必要と認めるときは、裁判官会議に報告する。

以上